安全管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防局警防規程(平成28年消防局訓令第3号。以下「警防規程」という。)第2条第1号に定める警防業務のうち警防訓練及び自衛消防組織等訓練指導(以下「訓練等」という。)並びに同条第2号に定める警防活動における安全管理対策について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 訓練等の安全管理

(安全管理体制)

- 第2条 消防局の課長(課長に相当する隊長及び企画担当課長を含む。)及び消防署長(以下「所属長」という。)は、訓練等の安全管理業務を明確にして、その実効を期すため、訓練等を実施させる場合は、訓練等実施者(以下「実施者」という。)以外の者から次の各号に掲げる担当者を指名し、安全管理対策の徹底を図ること。
 - (1) 安全管理主任者 訓練等の実施にあたってその規模、内容、特性等に応じた消防司 令補以上の階級のある者をもって充てる。
 - (2) 安全管理補助員 訓練等の規模、内容、特性等に応じた人員をもって充てる。
- 2 前項に定める安全管理主任者及び安全管理補助員の任務は、次の各号のとおりとする。
- (1) 安全管理主任者は、当該訓練等に係る安全管理業務を担当すること。
- (2) 安全管理補助員は、安全管理主任者が行う安全管理業務を補佐すること。 (安全管理の基本原則)
- 第3条 訓練等における安全管理の基本原則は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 安全を最優先して実施すること。
 - (2) 自己の安全は、まず自身が確保すること。
 - (3) 冷静さを失わず真剣に取組むこと。
 - (4) 安全確認呼称を確実に行うこと。
 - (5) 規律を厳正に保持すること。
 - (6) 服装は、完全に着装して実施すること。
 - (7) 使用資機材の機能を確認し、正しく操作すること。
 - (8) 実施場所は、常に整理整頓を行うこと。
 - (9) 実施前及び実施後の安全点検は、確実に行うこと。
 - (10) 過去の事故事例を教訓にすること。

(訓練等実施計画及び安全管理計画の作成)

第4条 当直責任者は、訓練等の規模及び危険性を考慮し、必要に応じ訓練等の指揮者に、

訓練等実施計画書(第1号様式)及び安全管理計画書(第2号様式)を予め作成させるものとする。

- 2 訓練等実施計画書は、次の各号に掲げる事項に留意して作成するものとする。
- (1) 訓練の目的を明確にすること。
- (2) 訓練種目の選定にあたっては、実施者の技術、能力等をよく把握し、これに応じた種目を選定すること。
- (3) 訓練場所(施設)の選定にあたっては、事前に調査及び点検を行い訓練内容に応じたものになるよう整備すること。
- (4) 使用資機材は、訓練種目及び内容に応じた配置を行うこと。
- (5) 実施者、実施消防隊等の範囲を明確にすること。
- (6) 同一訓練を長期にわたって実施する場合は、目標達成に向けて段階的に実施するよう設定すること。
- 3 安全管理計画書(第2号様式)は、次の各号に掲げる事項に留意して作成するものとする。
- (1) 訓練の規模及び内容を考慮した安全管理体制を確立すること。
- (2) 大規模な訓練を実施する場合数種の訓練を競合して実施するときは、各種目毎に安全管理計画を作成すること。
- (3) 安全管理用資機材の種類、数量とその設置場所を明確にすること。
- (4) 気象状況、訓練環境に対応した安全管理対策を講じること。

(安全管理業務)

- 第5条 安全管理主任者は、訓練等の指揮者又は指導者等と連絡を密にして、次の各号に 掲げる事項について安全管理業務を行わなければならない。
 - (1) 訓練等計画時及び実施前の安全管理対策を次により推進するものとする。
 - ア 訓練等の規模及び内容を十分に理解のうえ、その実施場所及び施設等を選定すること。
 - イ 実施者の技能、練度及び健康状態等を的確に把握し、訓練等の規模及び内容に応じた職員を選定するとともに、必要なときは訓練等から除外し、その他の任務変更を行うこと。
 - ウ 職員に対し安全管理対策について事前教養を徹底し、安全確保に努めること。
 - エ 訓練等の実施場所、施設及び使用資機材の安全点検等を行い、危険が予想される 箇所の整備を行うとともに、異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
 - オ 特に危険が予想される訓練等にあっては、保有する安全ネット、安全マット及び ロープのあてもの等(以下「保護資機材」という。)の有効活用を図るとともに、緊 急時の救護態勢を整えておくこと。

- 力 指導者を定め統制ある指揮のもとに、柔軟体操等の準備運動を実施すること。
- (2) 訓練等実施中の安全管理対策を次により推進するものとする。
 - ア 訓練等の指揮系統及び進行管理を明確にして、厳正な現場規律を保持すること。
 - イ 安全管理補助員を適正に配置して安全指導と監視体制を確保すること。
 - ウ 職員の身体的状況及び疲労度の観察を行い、必要に応じて適度の休憩を実施する こと。
 - エ 職員の不安全な姿勢及び動作並びに不確実な使用資機材の操作の取扱いは、直ち に矯正するとともに、厳格な態度で安全指導を行うこと。
- (3) 訓練等実施後の安全管理対策は、次によるものとする。
 - ア 使用した施設及び資機材の点検並びに整備を確実に行うこと。
 - イ 安全対策に関する結果を検討し、今後の安全管理対策の資料とすること。

(安全管理標識)

第6条 安全管理主任者及び安全管理補助員は、訓練等の行動監視及び安全チェックを掌握するため別記に定める標識を着用し、安全管理の徹底を図るものとする。

(安全点検チェックリストの作成)

第7条 安全管理主任者は、安全管理計画を補充するため別表に掲げる安全点検基準表に 基づき、その訓練等の規模、内容及び特性等に応じた安全点検チェックリストを作成し、 安全管理業務の実効を期するものとする。

第3章 警防活動の安全管理

(安全管理体制)

第8条 警防活動における安全管理体制は、警防規程第48条に基づく指揮系統とするものとする。

(安全管理の基本原則)

- 第9条 警防活動における安全管理の基本原則は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 安全を最優先して活動すること。
 - (2) 安全は自ら確保すること。
 - (3) 体力及び気力を充実すること。
 - (4) 消防隊等指揮者は、隊員の掌握に努めること。
 - (5) 現場装備は、完全に着装すること。
 - (6) 警防資機材の機能を知り、正しく操作すること。
 - (7) 現場規律を厳正に保持すること。
 - (8) 単独行動を慎むこと。
 - (9) 状況の急変化においても冷静さを失わず安全確認を確実に行うこと。
 - (10) 過去の事故事例を教訓にすること。

(安全管理対策)

- 第10条 警防部指令課は、次の各号に掲げる安全管理対策を推進しなければならない。
 - (1) 災害覚知の内容から危険が予測される場合は、出場指令の際に出場消防隊等に対して安全確保について必要な指示を行うこと。
 - (2) 先着隊の現場情報に基づき危険が予測される場合は、出場消防隊等に対して安全確保について必要な指示を行うこと。
 - (3) 危険物、毒物、劇物、高圧ガス、放射性同位元素等に関する事前情報又は現場情報を得た場合は、出場消防隊等に対して当該情報を周知徹底すること。
 - (4) 災害状況、情報等に基づき警防活動の安全確保上必要と認める場合又は現場指揮本部から要請があったときは、警察、電気、ガス、その他の関係機関に対し出場要請をすること。
- 2 現場最高指揮者は、消防隊等の安全確保を主眼とした警防活動方針を決定するとともに、次の各号に掲げる安全管理対策を推進しなければならない。
- (1) 警防活動に従事する消防隊等の安全管理を最優先とし、災害の規模、状況等を的確に把握し、警防活動上危険が予測される場合は、時機を失することなく必要な措置を講ずること。
- (2) 災害現場の危険性を考慮して、出場消防隊等で対応することが困難と判断した場合は、警防規程第45条の規定に基づき消防隊等の応援要請をすること。
- (3) 災害の規模、状況等により警防活動の安全管理対策上必要と判断した場合は、警防部指令課へ警察、電気、ガス、その他の関係機関に出場を要請すること。
- 3 各級指揮者は、警防規程第6条第6項に定めるもののほか、任務の遂行にあたっては、 常に他の指揮者との連携を密にし、相互に安全を確保するとともに、警防活動中におい て危険が予測される場合は、現場指揮本部又は現場最高指揮者に即報しなればならない。
- 4 消防隊等の隊員は、警防規程第6条第7項に定めるもののほか、資機材の正しい操作 及び消防対象物の施設等の有効活用を図り、自己の安全確保に努めなければならない。

第4章 安全管理教育

(安全管理に関する教育)

- 第11条 所属長は、平素から安全管理対策について所属職員に対し教養を徹底し、安全 意識の高揚を図るとともに、安全管理業務の適任者養成並びに訓練等の施設及び警防資 機材の整備に努めるものとする。
- 2 指揮監督的立場にある者は、平素から安全管理業務に関する自己研修に努めるととも に、職員に対する安全指導並びに警防資機材の適正な管理、運用及び取扱いについて教 育するものとする。
- 3 職員は、所属教養、訓練等に積極的に参加し、安全対策を習得して自己の安全確保に

努めるものとする。

第5章 雑則

(報告)

第12条 消防署長は、訓練等及び警防活動において安全管理業務に係る事故が発生したときは、速やかに消防局長に報告しなければならない。

(航空隊、水上消防隊及び水難救助隊等の安全管理)

- 第13条 航空隊、水上消防隊及び水難救助隊の隊員の安全管理は、航空関係法令、海事 関係法令等に定めるもののほか、この要綱によるものとする。
- 2 消防局が管理する自動車の運転等の安全管理は、川崎市消防局安全運転管理に関する 要綱(平成22年3月20日制定)によるものとする。

第6章 委任

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成2年6月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

安全点検基準表

区分	チェック内容											
	・実施場所は適当か											
	・使用施設は安全か											
	・種目内容に無理はないか											
	・指揮系統、進行管理に無理はないか											
訓	・職員の編成はこれでよいか											
	・ 職員は訓練等の種目、内容に応じた人選をしているか											
練	・職員の健康状態は良好か											
等	・職員の服装はこれでよいか											
	使用資機材の種類、数量はこれでよいか											
計	・保護資機材の活用はこれでよいか											
画	・ 使用資機材はその特性に応じた取扱いをしているか											
p-1-	・ 使用資機材は有効に使用できるか											
時	・警戒員の配置の必要はないか											
	・緊急時の救護態勢の必要はないか											
	・ 降雨、降雪等の気象状況に対する配慮はこれでよいか											
	・ 職員に訓練等の実施要領を周知徹底したか											
	・ 訓練等の規模、内容及び特性に応じた安全教育を実施したか											
	・職員の服装点検及び準備運動は実施したか											
⇒ 1.1	・職員の健康状態に異常はないか											
訓	・ 職員は訓練等の実施要領を熟知しているか											
練	・実施場所は整理整頓されているか											
<i>\</i> - \ \ -	・使用施設の事前点検は実施したか											
等	・使用資機材及び保護資機材の事前点検は実施したか											
実	・ 使用資機材の特性に対する措置はこれでよいか											
施	・警戒員の配置はこれでよいか											
)/ULL	・降雨、降雪等の気象状況に対する措置はこれでよいか											
前	・ 職員に対して訓練等実施中の安全確保について再徹底したか											
	・安全管理補助員に対して安全管理事項を再指示したか											
	・ 安全管理補助員の配置はこれでよいか											

	・ 職員の服装点検及び準備運動は実施したか									
	・職員の健康状態に異常はないか									
訓	・ 職員は訓練等の実施要領を熟知しているか									
独	・ 実施場所は整理整頓されているか									
練	・使用施設の事前点検は実施したか									
等	・ 使用資機材及び保護資機材の事前点検は実施したか									
実	・ 使用資機材の特性に対する措置はこれでよいか									
	・ 警戒員の配置はこれでよいか									
施	・ 降雨、降雪等の気象状況に対する措置はこれでよいか									
前	・ 職員に対して訓練等実施中の安全確保について再徹底したか									
וינו	・ 安全管理補助員に対して安全管理事項を再指示したか									
	・ 安全管理補助員の配置はこれでよいか									
	・ 職員の服装に乱れはないか									
	・ 職員に疲労はみられないか									
	・ 職員は冷静な行動をしているか									
訓	・ 職員は常に安全意識を持って行動しているか									
⁄ः击	・ 進行管理に無理が生じていないか									
練	・ 指揮統制は確保されているか									
等	・ 現場規律は保持されているか									
実	・ 保護資機材は有効に活用されているか									
大	・ 使用資機材に係る危険性が生じていないか									
施	・ 使用施設に損傷は見られないか									
中	・ 使用資機材に損傷及び故障は生じていないか									
'	・ 降雨、降雪等の気象状況に対する措置を変更、修正する必要はないか									
	・ 安全管理補助員の職員に対する安全指導は適切か									
	・ 安全管理補助員の監視体制はこれでよいか									
크네	・職員の健康状態に異常はないか									
訓練等終了後	・ 使用施設を点検したか									
· 竞終了	・ 使用資機材を点検及び安全に処理したか									
後	・ 安全管理はこれでよかったか (反省、検討)									
	·									

訓練等実施計画書

								決	裁	欄	
実施日時		年	月	日 (F	濯日)	時	分~	時	分	
実施場所											
訓練指揮者	-					安全管理	里主任者	<u>.</u>			
訓練等の種											
訓練等の内 目標	3										
訓練等参加人員											
訓練場所若しくは 使用施設											
使用資機材(保護 資機材を含む。)		* ad.									
安全管理上の注意 事項		※安	全管理	計画書	を作成	 文する場合	·は、省	略可			
訓練等実施計画書作成者		\$									

安全管理計画書

							決	裁	欄
実施日時		年	月	日 (曜日)	時	分~	時	分
実施場所									
訓練指揮者					安全管理	理主任者			
安全管理補助	助員								
訓練等の種類 参加人員	別及び								
使 用 施 設									
使用資機材									
特に配意した ばならない 理事項									
安全管理計ī 作成者	画書								

安全管理標識

別記



- 1 布地は、蛍光で緑色のナイロン製メッシュ地、反射テープは黄色とする。
- 2 反射テープの幅は、90mmとする。
- 3 文字の大きさは、「安全管理」は70mm、「川崎市消防局」は30mm角とする。